

製薬会社・医療機器メーカーの皆様へお願い

【医師の出待ちおよび待伏せ行為の禁止について】

平素より当院の業務運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、院内セキュリティの向上と患者さんへの配慮、職員の集中環境の確保などの観点から、「アポイントメントのない出待ちおよび待伏せ行為の禁止」を徹底させていただくこととなりました。

《禁止事項》

◆病院内外において、アポイントメントなしで職員を出待ちする行為

◆職員の出入り口付近や共用スペース、外来待合での不意な声掛け・待機行為

※医師にご用件がある場合は、事前に必ずアポイントメントをお取りください。無断での訪問や出待ち行為が確認された場合は、所属会社MR全員の一切の訪問を禁止いたします。

《医師への訪問》

- 1) 原則、アポイントがあることとします。アポイントのない場合は、面会できません。アポイントはMONITAROを通じて行ってください。
- 2) 訪問許可時間は、医師によって異なりますので、応相談と致します。
- 3) 訪問する際は、指定の場所でチェックイン操作をし、帳簿に必要事項を記載の上、「訪問許可証」を受け取って訪問してください。
- 4) 訪問終了後は、指定の場所でチェックアウト操作をし速やかに退館ください。
- 5) 原則MONITAROを利用いたしますが、都合により利用できない方は、電子メールでご連絡をお願いいたします。なお緊急のご案内の場合はお電話でも構いません。

《注意事項》

- 1) 担当者交代の際は当規定について十分な引継ぎを行い継続して規定を遵守すること。
- 2) アポイントがない場合、医局や外来待合室への立入禁止。
- 3) 予約時間に合わせて訪問し、面会指定場所での待機時間は短時間にすること。
- 4) 予約なしで、医局や廊下、外来待合室等での医師の出待ち行為は禁止。
- 5) 患者さんの通行の妨げとなる行為は禁止。

<本件問合せ先>

熊谷総合病院 医局秘書

☎ : 048-521-0065